

# 重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、社会福祉法人双樹会 希望の杜保育園（以下、「当園」という。）があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 第 1 事業者

事業者名称	社会福祉法人双樹会
主たる事務所の所在地	愛知県豊橋市老津町字池上 1 0 6 番地の 2
法人等種別	社会福祉法人
代表者氏名	柴田 肇
連絡先	電話 0 5 3 2 - 2 3 - 5 1 8 1 F A X 0 5 3 2 - 2 3 - 5 1 8 2

## 第 2 利用施設

施設の種別	保育所
施設の名称	希望の杜保育園
施設の所在地	静岡県湖西市鷺津字大畑 2 4 9 4 番地 1
施設長氏名	園長 朝倉 三枝子
連絡先	電話 0 5 3 - 5 2 3 - 6 5 0 1 F A X 0 5 3 - 5 2 3 - 6 5 0 2
開所年月日	令和 4 年 4 月 1 日

## 第 3 施設の目的・運営方針

- (1) 当園は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、適正な保育の提供を行うことにより、児童の健やかな成長を図ることを目的とします。
- (2) 当園は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）および子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）その他関連法令を遵守して運営いたします。

## 第 4 施設・設備等の概要

### (1) 施設

敷地	敷地全体	3 3 4 9 . 4 6 m <sup>2</sup>
	屋外遊戯場	9 6 7 . 6 3 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄骨造 2 階建て
	延べ面積	1 3 9 5 . 6 9 m <sup>2</sup>

(2) 主な設備

設 備	居 室 数	備 考
乳 児 室	1 室	
ほ ぶ く 室	1 室	
保 育 室	4 室	2 歳児～5 歳児 各 1 室
遊 戯 室	1 室	床面積 1 5 3 . 0 3 m <sup>2</sup>
調 理 室	1 室	
医 務 室	1 室	

第 5 利用定員

認 定 区 分		利 用 定 員
2 号 認 定 子 ども		6 0 人
3 号 認 定 子 ども	満 1 歳 以 上	3 6 人
	満 1 歳 未 満	9 人

第 6 職員の配置状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員 数	常 勤	非 常 勤	備 考
園長（施設長）	1	1	—	
保育士	2 8	1 2	1 6	
保育補助	8	2	6	
医師（嘱託医）	2	—	2	
看護師	1	—	1	
栄養士	1	1	—	
調理員	3	1	2	
用務員	3	1	2	
事務職員	1	1	—	

※ その他、必要に応じて職員を配置します。

※ 上記表は、作成日現在のものであり、変更が生じる場合があります。

第 7 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
園長	9 : 0 0 ～ 1 8 : 0 0	
保育士	早番 7 : 0 0 ～ 1 6 : 0 0	*ローテーションにより、 各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
	日勤 8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0	
	遅番 1 0 : 0 0 ～ 1 9 : 0 0	
看護師	8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0	シフトによる
事務職員	8 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0	
調理員	8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0	シフトによる
用務員	7 : 3 0 ～ 1 7 : 0 0	シフトによる

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 第8 保育を提供する日、時間

開所曜日	2・3号	月・火・水・木・金・土	
開所時間 (延長保育)	2・3号	平日	7:00 ~ 18:00 (~19:00)
		土曜日	7:00 ~ 18:00 (~19:00)
		日曜日・祝日	休園日

※ 保育標準時間認定：1日あたり最長11時間

保育短時間認定：1日あたり最長8時間（8:30から16:30の範囲内）

（延長保育時間：7:00～8:30、16:31～19:00）

※ 年始1月1日から3日、年末12月29日から同月31日までは休園日となります。

※ 非常災害（地震や台風等）又は感染症等の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合に保育園を休園することがあります。

※ 表中の号数は、子ども・子育て支援法第19条に規定される教育・保育給付認定の各区分を表しています。

## 第9 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げるの提供等を適切に行います。

### （1）当園の保育の理念

幼児期は、子どもの人間・人格形成にとって非常に重要な時期であることから、落ち着いた環境において日々健康で快適に生活し、自然や社会に対する興味・関心を抱き、他者を思いやる心情を育てることを基本とします。

### （2）デイリープログラム（一日の流れ）

時間	乳児	幼児
	活動	活動
7:00	順次登園	順次登園
8:30	視診・身支度	視診・身支度
9:00	自由遊び	自由遊び
9:15	おやつ	
10:00	主活動	主活動
11:15	給食	給食
11:30		
12:00		
12:30	午睡	
14:30	めざめ 着替え 排泄・手洗い	午睡 めざめ 着替え 排泄・手洗い
15:00	おやつ	おやつ
16:30	自由遊び 降園準備・順次降園	自由遊び 降園準備・順次降園
18:00	延長保育	延長保育
19:00	延長保育終了	延長保育終了

### (3) 年間行事計画

月	行 事
4月	入園式
5月	春の遠足
6月	歯科検診・内科健診
7月	水遊び 七夕まつり
8月	水遊び
9月	秋のお楽しみ会 芋堀り等
10月	秋の遠足 運動会
11月	発表会
12月	お楽しみ会 歯科検診・内科健診
1月	鏡開き
2月	豆まき会
3月	ひなまつり会 卒園式

※ 誕生会・身体測定・避難訓練は毎月実施します。

※ 感染症予防その他の理由により行事が変更または中止となる場合があります。

### (4) 給食の提供

当園で調理し、栄養バランスはもちろん季節感やバラエティーに富んだ献立とします。食物アレルギー対応食も提供します。

### (5) その他の事業の実施状況

#### ・障害児保育

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な子どもを受け入れ、健常児とともに保育することにより、障害児の成長・発達の促進を図り、障害児に対する理解を深めます。

#### ・延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する保育需要に対応するため、保育時間の延長を行います。

#### ・一時保育事業（一般型）

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や緊急時の保育に対する需要、新たな気持ちで家庭での育児に取り組むための育児疲れの解消を目的とした一時的な保育等に対応するために実施する事業です。

#### ・病児保育事業（体調不良児対応型）

登園後に体調が悪くなった場合、お迎えまでの間、病児室にて看護師が対応する事業です。

## 第10 利用料金

### (1) 延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、利用料（30分につき100円）をお支払いただき

ます。

(2) 教育・保育において提供される便宜に要する費用

当園では、保育を提供するにあたり、給食費ならびに必要な物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いただきます。

区 分	項 目	負 担 額
便宜に要する費用	給食費（3歳児～5歳児）	月額 5,000円 (主食費500円、副食費4,500円)
	教材費	年額 3,500円
	行事費	年額 1,500円
	非常食費	年額 400円

第11 利用に当たっての留意事項及び利用の終了に関する事項

(1) 利用に当たっての留意事項

登降園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ9時00分までに登園してください。</li> <li>・遅刻や欠席の場合は9時00分までに連絡をしてください。</li> <li>・お迎えの時間が遅くなる時やお迎えの人が代わる場合は、必ず事前に連絡をしてください。</li> <li>・自動車・自転車を利用される方は所定の位置に停車してください。</li> <li>・自動車から降りるときは必ずエンジンを切り、施錠してください。</li> <li>・自動車に子供だけを残すことがないようにしてください。</li> <li>・駐車場では、子どもと手をつなぎ、事故防止に心がけてください。</li> <li>・道路交通法等の法令を遵守して送迎してください。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急な発熱等の場合には、速やかにお迎えをお願いします。緊急連絡は、事前にご登録いただいている順にいたします。自宅または勤務先に不在の日は、その日の連絡先をはっきりさせた上で、登園時にお知らせください。</li> <li>・前日、前夜の健康状態が悪かった場合は、その旨を保育士までお知らせください。</li> </ul>
感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登園に際しては、「園内での感染症の集団発症や流行につながらないこと」、「子どもの健康状態が園での集団生活に適応できる状態に回復していること」に配慮をお願いします。</li> <li>・感染予防のため、排せつや嘔吐、出血で汚れた衣服をそのまま持ち帰りいただくことがあります。</li> <li>・登園に際して証明書が必要な感染症もありますので別紙1を参照してください。</li> <li>・ご家族が感染症にかかった場合も感染予防や状況把握</li> </ul>

	<p>のため、当園までお知らせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の疑いがある場合（別紙2）は、なるべくお休みしていただきご家庭で様子を見るようにしてください。</li> </ul>
投薬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の処方箋がない薬は当園で投与することはできません。（朝晩で処方してもらえるように医師に相談してください。）</li> <li>・医師の処方のある薬については、薬1回分（飲み薬）と、薬剤情報提供書、投薬表を登園時に保育士に渡してください（塗り薬も同様です）。</li> </ul>
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当園では、予防接種を受けていただくようお勧めしています。（ただし、接種をするかどうかの判断は、保護者にお任せいたします。接種を強制するものではありません。）</li> <li>・接種後の副反応を考慮し、登園前の接種は避けてください。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭の事情やその他で退園や長期欠席される場合、または勤務先、住所、連絡先を変更する場合は、速やかに当園までお知らせください。</li> <li>・当園から保護者へのお願い事（給食費の口座開設や集金等）やトラブル防止のために定めたルールを遵守するようにしてください。</li> </ul>

（2）園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

①園児が小学校へ就学したとき

②園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく教育・保育給付認定を受けられなくなったとき

③その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

## 第12 緊急時等の対応方法

### （1）医療機関

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は嘱託医・嘱託歯科医への連絡を行います。

医療機関の名称	長尾クリニック
医師名	長尾 文之助
所在地	湖西市鷺津740-1
電話番号	053-574-3222
医療機関の名称	山本歯科医院
医師名	山本 浩彦
所在地	湖西市新所原3-3-26
電話番号	053-577-3888

## (2) 損害賠償制度への加入

当園では、「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」の「ほいくのお守り」に加入しています。

補償項目	保険金額（支払限度額）
対人事故補償	1名：1億円　　1事故・期間中：10億円
対物賠償	1事故・期間中：1,000万円

### 第13 非常災害対策

防火管理者	小野田 泰子（届出済み 令和4年3月22日）
消防計画届	届出済み（令和4年3月22日）
避難訓練等	月1回実施・消火訓練は年1回以上実施
非常災害用設備	・自動火災報知器 有　　・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知器 有　　・非常警報装置 有 ・その他、防災処理のカーテン等 有
防犯設備	・警備会社との契約 有（セコム）　・防犯カメラ 有

### 第14 防犯、事故防止のための措置

当園は、園児の安全を確保するため、定期的に防犯訓練と事故防止のための研修を実施し職員の質の向上に努める。

### 第15 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

### 第16 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当園苦情相談窓口	苦情解決責任者 理事長 柴田 肇 苦情受付担当者 園長 朝倉 三枝子
第三者委員	大法寺 住職 石橋 卓定 愛知県豊橋市神野新田町中洲6-2 電話 0532-38-8330
	社会保険労務士 原 充里 愛知県豊川市千歳通二丁目1番地 山田種苗ビル 2階 電話 0533-80-2339

別紙 1

**A 医師が記入した登園許可証明書が必要な感染症**

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発疹出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日経過してから
インフルエンザ （※ 1）	発症 2 4 時間前から後 3 日間が最も多く、 通常 7 日以内に減る。	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで
風疹	発疹出現の数日前から後 5 日間くらい	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	発疹出現の 2 日前から痂皮形成まで	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）してから
流行性耳下腺炎（お たふくかぜ）	発症 2 日前から耳下腺腫脹後 5 日	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した 後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好にな るまで
結核 髄膜炎菌性髄膜炎		医師において感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱 （プール熱）	発熱・充血など症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血・眼脂など症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失 してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間 を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
その他の感染症 腸管出血性大腸菌感染症（0-157）、コレラ、 細菌性赤痢、腸チフス等		医師において感染の恐れがないと認めるまで

※ 1 登園許可証明書ではなく、病院で罹患証明書をもらってください。

**B 下記の感染症の登園のめやす**

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1～2 日 間	抗菌薬内服後、24 時間経過しているこ と
マイコプラズマ肺 炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱・口腔内の水泡・潰瘍の影響がな く、普段の食事がとれること
伝染病紅斑 （りんご病）	発疹出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
感染症胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデ ノウイルスなど）	症状のある間と症状消失後 1 週間（量は減少して いくが数週間ウイルスを排せつしているので注意 が必要）	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段 の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 ヶ月程度ウイルスを 排せつしているので注意が必要）	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がな く、普段の食事がとれること
RS ウイルス	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良い こと
带状疱疹 （ヘルペス）	水泡を形成している間	水痘と同様
突発性発疹		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
急性結膜炎	充血・眼脂など症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失してから

**C 場合によっては医師の診断や治療が必要な感染症**

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
伝染性膿痂疹 （とびひ）	湿潤な発疹がある間	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が覆 える程度のものであること（皮疹、痂 皮が湿潤している間は接触による感染 力が認められる）
伝染性軟属腫 （水いぼ）		掻きこわし傷から、浸出液が出ている ときは被覆すること
頭じらみ症	発症から駆除開始後数日間	駆除を開始していること

**D その他**

- ・新型コロナウイルス感染症のように、未知の感染症の場合は、国や保健所の指示に従うことにな  
ります。

別紙 2

<p>発熱の時</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝からいつもより熱が高めの 37.5 度くらいあるとともに、元気がなく機嫌が悪い。食欲がなく朝食・水分が取れない。</li> <li>・24 時間以内に解熱剤を利用している。解熱剤を使用して熱を下げた状態での登園はやめてください。</li> <li>・24 時間以内に 38 度以上の熱が出た。</li> </ul> <p>※1 歳以下の乳児の場合は、平熱より 1 度以上高い場合</p>
<p>嘔吐または下痢の時</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24 時間以内に 2 回以上の水のような便がある。その後、普通便に戻っていない。</li> <li>・24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がある。</li> <li>・食事や水分を摂ると下痢になる。</li> <li>・機嫌が悪く、元気がない。顔色が悪くぐったりしている。</li> <li>・朝、排尿がない。</li> <li>・嘔吐下痢に伴い、いつもより体温が高めである。</li> </ul>
<p>咳の時 (前日に発熱がない場合も含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間にしばしば咳のために起きる。</li> <li>・連続した咳があり、咳による嘔吐や、呼吸が速い。</li> <li>・ゼーゼーした症状や、しばしば呼吸困難などがみられる。</li> <li>・少し活動すると咳が出る。</li> <li>・元気がなく、機嫌が悪い、食欲がなく朝食や水分が摂れない。</li> </ul>
<p>発疹の時</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱とともに発疹が出ている。</li> <li>・今までになかった発疹があり感染症と診断され、医師より登園を控えるように指示されている。</li> <li>・口内炎がひどく、食事や水分が摂れない。</li> </ul> <p>&lt;伝染性膿痂疹(とびひ)の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顔などで患部を覆えない、浸出液が多く他児への感染の恐れがある、かゆみが強く手で患部を搔いてしまう場合。</li> </ul>

## 希望の杜保育園における重要事項に関する同意書

当園における保育の提供を開始するに当たり、「希望の杜保育園 重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者：理事長 柴田 肇  
園長 朝倉 三枝子

私は、「重要事項説明書」に基づいて希望の杜保育園から重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

児 童 氏 名 :

保 護 者 氏 名 :

⑩

児 童 から 見 た 続 柄 :